

212-1340
令和2年3月2日本庁各課（室）長 殿
出先機関の長

総務部長

新型コロナウイルス感染症に関する職員の服務等について（通知）

新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大している状況等を踏まえ、各所属におかれましては、職員の服務等について下記の点に留意し、感染拡大防止に万全を期していただくようお願いします。

記

1 職員の服務について

- (1) 職員が新型コロナウイルスの感染等に起因する疾病により、勤務ができない場合
→ 傷病休暇の取得
- (2) 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
→ 特別休暇（出勤困難休暇（有給休暇の承認基準第7号））の取得
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
→ 特別休暇（出勤困難休暇（有給休暇の承認基準第7号））の取得
- (4) 臨時職員及び非常勤職員についても、同様の取扱いとして差し支えありません。
なお、職員が（1）、（2）に該当した場合は、各部局の連絡調整課を通じ、速やかに人事課へ報告すること。

2 感染拡大防止上の配慮について

- (1) 不要不急の県外出張は控えることとし、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗いやうがいの徹底、咳エチケットを心がけるよう所属職員に対し改めて指導すること。
- (2) 健康上具合の悪い職員は、早めに休むよう呼びかけること。また、発熱等の風邪症状が軽度である場合には、自宅での安静・療養を原則とし（通常であれば出勤できる程度の症状であっても、感染拡大防止の観点から、1（2）の特別休暇を認めるもの）、状態が変化した場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し、その結果を所属長に報告した上で、傷病休暇を取得するよう指導すること。
- (3) 子どもを持つ職員については、休暇が取りやすい職場環境を整え、休暇の取得について、十分配慮すること。

(文書取扱 人事課)

問合せ先：人事担当 原
内線 2064